

◎東日本大震災からの復興に関し地方

公共団体が実施する防災のための施

策に必要な財源の確保に係る地方税

の臨時特例に関する法律

(平成二十三年二月二日法律第一一八号)

一、提案理由(会) (平成二十三年一月一七日・衆議院総務委員)

○川端国務大臣 平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案及び経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

……(略)……

次に、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に係る地方税の臨時特例に関する法律

る防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法に定める基本理念に基づき平成二十三年度から平成二十七年までの間において実施する施策のうち全国的、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として個人住民税の均等割の標準税率及び地方のたばこ税の税率の特例を定める必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

その一は、個人住民税の均等割の標準税率の特例であります。平成二十六年から平成三十年までの各年度分の個人住民税の均等割の標準税率について、道府県民税にあつては年額二百円を、市町村民税にあつては年額三百円を、加算した額とすることとしております。

その二は、地方のたばこ税の税率の特例であります。平成二十四年十月一日から平成二十九年九月三十日までの間に売り渡し等が行われた製造たばこに係る地方のたばこ税の税率の特例に関する法律

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律

率について、道府県たばこ税にあっては千本につき三百九十五円を、市町村たばこ税にあっては千本につき六百五十円を、加算した額とすることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院総務委員長報告(平成二十三年一月二四日)

○原口一博君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

次に、防災財源確保法案は、東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法第二条に定める基本理念に基づき平成二十三年度から平成二十七年までの間に於いて実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として個人住民税の均等割の標準税率及び地方のたばこ税の税率を引き上げる特例を定めようとするものであります。

平成二十三年度地方交付税総額特例法等改正案及び防災財源確保法案は、今国会に提出され、去る十一月七日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、本委員会に付託され、去る十七日川端総務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。

去る二十二日には、防災財源確保法案に対し、個人住民税の均等割の標準税率の特例の期間及び税率に係る修正並びに地方のたばこ税の税率を引き上げる特例に係る規定の削除等を行う修正案が、また、地方税法等改正案に対し、題名の修正及び個人住民税における扶養控除の見直しに関する規定の削除等を行う修正案が、それぞれ民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党の三党派共同により提出され、修正案提出者から趣旨説明を聴取いたしました。

その後、三法律案及び両修正案について質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、各案について順次採決いたしましたところ、まず、平成二十三年度地方交付税総額特例法等改正案は全会一致をもって可決すべきものと決し、次いで、防災財源確保法案及び地方税法等改正案に係る各修正案及び修正部分を除く各原案はいずれも賛成多数をもって可決され、両案は修正議決すべきものと決しました。

なお、防災財源確保法案に対し附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成三十一年一月二三日)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

○委員会修正の提案理由(平成三十一年二月二三日)
○稲見委員 おはようございます。
ただいま議題となりました両修正案につきまして、提出者を代表いたしましたして、その提出の趣旨及び内容について御説明申し上げます。
両修正案は、修正協議の結果を踏まえ提出するものであり、その内容は次のとおりであります。

まず、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案に対する修正案は、個人の道府県民税及び市町村民税の均等割の標準税率の特例について、いずれも適用期間を五年度間延長して平成二十六年度から平成三十五年度までとし、標準税率に加算する額を五百円に引き上げるとともに、道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率の特例に関する規定を削除するものであります。

……………(略)……………

以上が、両修正案の趣旨及び内容であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律

一 個人住民税均等割の標準税率の特例措置については、法案の修正の経緯を踏まえ、住民の生命・財産の安全に直結する緊急防災・減災事業の財源確保のために講じられるものであることを明らかにしつつ、国民の理解が得られるよう、周知広報を徹底すること。また、法案の修正に伴い、緊急防災・減災事業の実施に不測の支障が生ずることのないよう措置すること。

二 緊急防災・減災事業の実施については、各地方公共団体の自主的判断を尊重するとともに、緊急防災・減災事業を実施しなかった団体や既定経費の節減等により個人住民税均等割の税率を引き上げることなく事業を実施した団体が不利益に取り扱われることのないようにすること。

三 緊急防災・減災事業の実施に伴い同種の既存事業の縮減が行われ、個人住民税均等割の引上げにより得られた財源が他の事業の財源として振り替えられたのと同様の結果を招くことのないようにすること。

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律

三四

三、参議院総務委員長報告(平成二十三年一月三〇日)

○藤末健三君 たいま議題となりました三法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

次に、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案は、東日本大震災からの復興を図ることを目的として、東日本大震災復興基本法第二条に定める基本理念に基づき、平成二十三年度から平成二十七年までの間において実施する施策のうち、全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として個人住民税の均等割の標準税率の引上げを行うとするものであります。

なお、衆議院において、個人住民税均等割の標準税率の特例の適用期間及び加算額を変更するとともに、地方たばこ税の税率の特例に関する規定を削除する等の修正が行われております。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、震災

復興特別交付税の交付対象と交付時期、緊急防災・減災事業で想定する具体的施策、税務調査における適切な質問検査の必要性、復旧・復興に係る予算執行の在り方等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山下芳生委員より、東日本大震災からの復興財源確保に係る地方税の臨時特例法案及び経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等改正案に反対する旨の意見が述べられました。

次に、東日本大震災からの復興財源確保に係る地方税の臨時特例法案及び経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等改正案につきましては、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、東日本大震災からの復興財源確保に係る地方税の臨時特例法案に対し附帯決議が付されております。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十三年一月二十九日)
政府は、本法施行に当たり、次の事項について、その実現に努めるべきである。

一、個人住民税均等割の標準税率の特例措置については、法案の修正の経緯を踏まえ、住民の生命・財産の安全に直結する緊急防災・減災事業の財源確保のために講じられるものであることを明らかにしつつ、国民の理解が得られるよう、周知広報を徹底すること。また、法案の修正に伴い、緊急防災・減災事業の実施に不測の支障が生ずることのないよう措置すること。

二、緊急防災・減災事業の実施については、各地方公共団体の自主的判断を尊重するとともに、円滑な事業の執行に向け、適切な支援を行うこと。また、同事業を実施しなかった団体や既定経費の節減等により個人住民税均等割の税率を引き上げることなく同事業を実施した団体を不利益に取り扱うことのないようにすること。

三、緊急防災・減災事業の実施に伴い同種の既存事業の縮減が行われ、個人住民税均等割の税率の引上げにより得られた財源が他の事業の財源として振り替えられたのと同様の結果を招くことのないようにすること。

右決議する。

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律